

参考資料

平成 20 年 5 月 13 日

生涯学習部光が丘図書館

練馬区立図書館条例の一部を改正する条例

1 改正の理由

- (1) 練馬区立南田中図書館（以下「南田中図書館」という。）を設置するため、所要の改正を行う。
- (2) 南田中図書館の管理運営について、地方自治法第 244 条の 2 第 3 項の規定に基づく指定管理者制度を導入するため、所要の改正を行う。
- (3) その他、所要の改正を行う。

2 改正の内容

(1) 設置

南田中図書館を新たに設置する。

(2) 休館日等

南田中図書館の休館日を第 3 月曜日を除く月曜日とする。

開館時間は他館と同じ午前 9 時から午後 8 時まで、土曜日、日曜日、祝日等は午前 9 時から午後 7 時までとする。

(3) 指定管理者による管理

南田中図書館の管理を法人その他の団体であつて教育委員会が指定する指定管理者に行わせることとし、そのための手続を定める。

(4) 指定管理者の業務の範囲

ア 第 3 条に規定する事業に関する業務（第 2 号に規定する事業については、図書館資料の収集および廃棄の決定に関する業務を除く。）

イ 図書館の施設、付属設備および物品の維持管理に関する業務

ウ その他、教育委員会が必要と認める業務

※ 休館日等（第 4 条）および開館時間等（第 5 条）の変更等については、指定管理者の業務とせず、委員会で定める。

(5) 指定管理者の指定の基準

ア 運営が住民の平等な利用を確保することができるものであること。

イ 設置の目的を効果的に達成することができるものであること。

ウ 施設、付属設備および物品の適切な維持管理を行うことができるものであること。

エ 管理に係る経費の縮減を図ることができるものであること。

オ 管理を安定して行うための物的能力および人的能力を有していること。

(6) 視聴覚室、会議室等の利用

第3条(事業)に「第5条第3項に規定する施設の利用に関すること(南大泉図書館を除く。)」を追加する。

3 施行日

平成21年4月1日。ただし、第3条第7号の改正規定は公布の日から施行し、南田中図書館の供用開始の日は教育委員会規則で別に定める。

4 新旧対照表

別紙のとおり

(参考) 図書館条例第3条に規定する事業

- (1) 図書、記録、新聞、雑誌、地域資料、視聴覚資料その他必要な資料(以下「図書館資料」という。)の館内および館外利用に関すること。
- (2) 図書館資料の収集、整理および保存に関すること。
- (3) 読書案内および読書相談に関すること。
- (4) 読書会、研究会、鑑賞会等の開催および奨励に関すること。
- (5) 郷土資料の収集、展示および保存に関すること。
- (6) 他の図書館、図書室その他関係機関との連絡および協力ならびに図書館資料の相互貸借に関すること。
- (7) 前各号に掲げるもののほか、練馬区教育委員会が必要と認める事業